

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月）午後1時30分から午後2時08分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室
3. 出席者

## 農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

## 農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	飯泉 博

## 農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	成 嶋 均
事務局 長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	青木 憲一
	細田 茉凜

#### 4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員  
羽田 貞義

#### 5. 傍聴者

なし

#### 6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農地改良協議に対する同意について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

#### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

#### 7. 会議の概要

##### 1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年4月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございませう、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

##### 1. 議長（齊藤会長）

皆様、お忙しいなか、4月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。

令和3年度第1回の総会になりますけれど、我々の任期も3年間ですが、令和3年度が最後の年になります。そういった意味で、まだこのメンバーで力を合わせて農地の最適化に向けて取り組みをして参りたいので、引き続きご協力をお願いしたい。それとこ

の総会后に予定しております、農地利用最適化推進連絡会のなかで、今年度の取り組みについて、その計画を皆様方に審議していただくことになります。その計画を審議で良いものにして、立派な成果を残していきたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御協力をお願いします。

なお、本日の総会は議案7件、報告事項2件となっております。

皆様方の真摯なご審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶と致します。よろしく願いいたします。

## 1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員さん9名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。6番、前島委員、7番、菊地委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページを

ご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は319㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための賃貸借となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも畑、面積は1,054㎡でございます。事業計画につきましては、別紙「参考資料1」をご覧ください。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番、羽田委員よりお願いします。

### 1. 羽田委員

はい、農地法第5条議案第1号の書類審査、現地確認の報告をします。4月5日午前9時より、メンバーは、齊藤会長、栗原委員、私羽田、事務局より成嶋局長、大久保主査の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページをご覧ください。申請地は**■**の北に位置する現地でございます。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆、319㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。申請地は**■**の南東に位置する、いわゆる**■**の中にある申請地でございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域に位置する小集団の農地であるため、2種農地と判断いたします。別紙「参考資料」にもありますが、太陽光パネル配置図をご覧ください。発電量は49.5kwで、545wパネル192枚、パワーコンディショナーを9台設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省、東京電力及び関係他法令との調整も終了しており、2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設のための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

1. 飯泉委員

この計画地は住宅地に隣接しており、今回は2種農地とのことですが、この場合の住宅に隣接したときの、その対応というものに違いはあるのでしょうか。例えば隣接した住宅の方のご意見を聞くとか、このような行為は無くても大丈夫なのでしょうか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

こちらの申請につきましては、50kW以下でも、茨城県から出ている太陽光設備を適正に設置・管理するためのガイドラインにより、事業概要書、地元関係者への説明書を提出していただいております。申請地が住宅地に近くても、遠くなくても、50kW以下であってもガイドラインに協力していただきたいという説明をしております。

1. 飯泉委員

わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

そのほかございますか、ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1. 議長(齊藤会長)

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局(大久保主査)

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は400㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,974㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は4,000㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は4,560㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は1,213㎡、合計4筆11,747㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は643㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,526㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は670㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は450㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は67㎡、合計5筆、3,356㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は355㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は232㎡、合計2筆、587㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は991㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は991㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は3,190㎡、合計3筆、5,1

72㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、4番、栗原委員よりお願いします。

### 1. 栗原委員

4月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど羽田委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は6ページになります。申請地は高岡藤代線沿いの介護施設や中古車屋があるカーブ付近を少し入ったところになります。現在でもきれいに管理されておりました。

申請者は、自作地約117アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆、400㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は7・8ページになります。まず7ページの地図で左上、つくばエクスプレス線が走っております。地図の右下、鹿嶋神社がありますが、その北側がJAライスセンターとなっておりますので、大体位置関係がわかるかと思えます。こちらが田3筆で現在耕作されております。次に8ページ、豊体のファミリーマートがある交差点から中通川に向かい北側に位置しております。こちらもきれいに管理されている状態となっております。

申請者は、自作地と借入地あわせて約222アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稻・大豆・小麦を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田、3筆10,534㎡、登記現況とも畑、1筆1,213㎡、合計4筆、11,747㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・小麦を作付する予定です。

以上のことから、1番・2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、2番、萱橋委員

より報告をお願いします。

## 1. 萱橋委員

4月3日、午後1時30分から中山職務代理、菊地委員、事務局からは成嶋局長、大久保主査の5名で書類審査、現地調査を実施しましたので、結果3件を報告いたします。

受付番号3番、地図は9ページになります。

申請者は、自作地約23アールを常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付している申請者は規模拡大のため登記現況とも田、5筆、3,356㎡を規模拡大のため売買により取得し水稻を作付する計画です。場所の詳細は9ページの地図をご覧ください。福岡の消防署東部出張所周辺の田5筆が申請地となります。

続きまして受付番号4番、申請内容は自作地約134アールを常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付している申請者が規模拡大のため、登記現況とも畑、2筆、587㎡を売買により取得し、野菜を作付する計画です。場所の詳細は10ページの地図をご覧ください。筒戸内宿公民館近くの住宅地のなかの畑が申請地になります。

最後に受付番号5番、申請内容は自作地約178アールを常時従事者は2名で、水稻・野菜を作付している申請者が、登記現況とも畑、3筆、5,172㎡の贈与を受け野菜を作付する計画です。場所の詳細は11ページの地図をご覧ください。福岡工業団地南側の畑地帯のなかの申請地となっております。

以上のことから、3番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断します。よって許可に支障はないと考えますが、各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。続いて審議に入ります。審議の中で受付番号5番については、飯泉推進委員が議事参与になっております。従いましてふたつに分けて審議を進めていきます。

最初に、受付番号1番から4番について審議いたします。受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）



1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。  
（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、矢口委員。

1. 矢口委員

受付番号3番の譲受人、XXXXXXXXXXですが、現地の方では現況の調査確認をするのですか。

1. 議 長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

つくば市農業委員会に確認しまして、農地基本台帳をいただきました。台帳の中に耕作放棄地があったので、1か月前に受付をしましたが、耕作放棄地を解消してから審議するというので、代理人に報告しました。その後、代理人から解消の連絡があり、つくば市農業委員会に確認したら解消したとの事だったため、今回の申請に至っております。

1. 議 長（齊藤会長）

矢口委員、よろしいですか。

1. 矢口委員

はい、わかりました。

1. 議 長（齊藤会長）

その他にございますか、ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。  
（挙手なし）

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので、採決いたします。

議案第2号の受付番号1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号1番から4番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号5番について審議いたします。飯泉推進委員の退席をお願いします。

(飯泉推進委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは、受付番号5番について、ご質問のある方の挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第2号の受付番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により、受付番号5番についても、原案のとおり許可することに決定いたしました。飯泉委員の復席をお願いします。

(飯泉委員復席)

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、      字      番   、地目は登記、現況とも畑、面

積は24㎡でございます。以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番、菊地委員よりお願いします。

#### 1. 菊地委員

4月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程議案第2号で萱橋委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は13ページになります。申請地は谷和原第1保育所の北側に位置する集落にありました。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和36年8月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

はい、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」をご説明いたします。今月の農地改良協議書は1件となっております。14ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積643㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも田、面積133㎡、合計2筆、776㎡でございます。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは現地確認及び書類審査の報告をお願いいたします。7番、菊地委員よりお願いします。

## 1. 菊地委員

4月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第2号で萱橋委員から報告のあったメンバーになります。

受付番号1番、地図は15ページになります。申請地は谷和原庁舎前の県道を小絹方面に700mくらい行った右側にありました。現在は耕作されておりました。

今回提出されました改良計画の内容は、田畑転換するための改良になります。搬入期間については、令和3年4月15日から令和3年10月30日までとなっております。搬入土は、■■■■の宅地造成工事で発生した建設残土を使用する計画になっており、搬入後は、野菜の作付けを予定しております。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。（挙手あり）

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、羽田委員。

1. 羽田委員

建設の発生土とのことであるが、土量はどのくらいの予定であるか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

200 m<sup>3</sup>の計画となっております。

1. 羽田委員

現在の地目は田でしたね。これを畑にするというものですか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

田から畑にする計画となっております。200 m<sup>3</sup>の土量に対して、面積が700 m<sup>2</sup>ですので、嵩上げはそんなには高くない計画となっております。

1. 議長（齊藤会長）

そのほかにございますか。ないようですので採決いたします。議案第4号について原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。16ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が46筆で、81,705㎡、畑が46筆で、54,966㎡、合計92筆、136,671㎡です。貸し手が39人で、借り手が19人となります。

次に更新案件ですが、田が22筆で、52,758㎡、畑が8筆で、7,940㎡、合計30筆、60,698㎡です。貸し手が10人で、借り手が10人となります。合計では、田が68筆で、134,463㎡、畑が54筆で、62,906㎡、合計122筆、197,369㎡です。貸し手が49人で、借り手が29人となります。

権利の設定開始は、令和3年5月1日、令和3年6月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページから23ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。23ページの受付番号122番が5番、中山職務代理が議事参与になっております。したがって、2つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から121番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、飯泉委員。

## 1. 飯泉委員

受付番号4番から6番の方ですが、XXXXXXXXXXの住宅に住んでいる方のように、新規就農であるのか。

## 1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

新規就農ではありません。■■■■で大きく葱を作付けしている方で、さらに拡大したいというものでございます。自宅は■■■■になりますが、■■■■にハウスもあり作業しております。

1. 飯泉委員

わかりました。

1. 議長（齊藤会長）

そのほかございますか。ないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から121番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から121番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、受付番号122番を審議いたします。5番、中山職務代理の退席をお願いします。

（中山職務代理退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号122番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号122番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により受付番号122番は原案のとおり許可することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。

（中山職務代理復席）

## 1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

## 1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。24ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、29,414㎡、畑が1筆で、604㎡、合計18筆、30,018㎡です。貸し手が8人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年6月1日からとなります。

詳細につきましては、25ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）



## 1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。

## 1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### 1. 事務局（浅野補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても26ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が17筆で、29, 414㎡、畑が8筆で、7, 698㎡、合計25筆、37, 112㎡です。貸し手が9人、借り手が7人となります。

権利の設定開始は、令和3年6月1日からとなります。

詳細につきましては、27、28ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

## 1. 議 長（齊藤会長）

これより審議していきますが、27ページの受付番号13番から16番につきましては榎田推進委員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、受付番号1番から12番及び、17番から25番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

## 1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。受付番号1番から12番及び、17番から25番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成につき受付番号1番から12番、17番から25番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号13番から16番を審議いたします。榎田推進委員の退席をお願いします。

（榎田推進委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号13番から16番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第7号の受付番号13番から16番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号13番から16番を原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

（榎田推進委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議の結果、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（成嶋事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処

分について」を報告いたします。議案書は29ページから30ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が5件、小絹地区が3件となります。申請理由は、自己住宅建築のための売買が6件、建売住宅建築のための売買が1件、共同住宅建築のための売買が1件、となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は31ページから35ページをご覧ください。

今回の合意解約は19件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが4件、耕作者変更のためのものが11件、農地法第3条申請のためのものが3件、農地法第5条申請のためものが1件となります。

報告は以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年4月12日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員